

改 正 案	現 行
建築基準法施行令第百十二条第十六項の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件 平成十二年。月。日 建設省告示第。号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百十二条第十六項の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を、次のとおり定める。 一 主要構造部に堅固に取り付けること。 二 防火設備を令第百十二条第十五項の準耐火構造の防火区画に近接する部分に設ける場合にあつては、防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板でつくり、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。 三 天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに翼の開閉及び作動状態を確認できる点検口を設けること。 附 則 この告示は平成十二年。月。日から施行する。	